

平成29年第401回臨時会

矢吹町議会会議録

平成29年 1月12日 開会

平成29年 1月12日 閉会

矢吹町議会

平成29年第401回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	10

平成 2 9 年 1 月 1 2 日（木曜日）

（第 1 号）

平成29年第401回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年1月12日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎	君	副町長	渡邊正樹	君
企画総務課長	阿部正人	君	都市整備課長 兼都市整備 推進室長	福田和也	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第401回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 富 永 創 造 君

2番 三 村 正 一 君

を指名させていただきます。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、ご報告をいたします。

本日、第401回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、先ほど午前9時30分より議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日1月12日の1日間とし、議案審議につきましては条例の改正1件、補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議員皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本

日1月12日、1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月12日の1日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 続いて、提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、厳しい経済情勢と本町の財政状況に鑑み、平成14年1月より町三役の給与の特例として減額を行っておりましたが、この間、平成23年3月に東日本大震災に見舞われ、本町も大きな被害を受けるなどさらに厳しい状況が続いたことから、一日も早い復旧・復興のため、町三役の給与減額期間を延長してまいったところであります。来るべき平成29年度は、矢吹町復興計画の復興期として位置づけた4年間の最終年度であり、復興の総仕上げを行う重要な年であることから、復興期が終了するまでの間、町三役の給与減額を継続する考えであります。

以上のことから、町三役の給与の月額を、本年2月1日から平成30年3月31日までの間、引き続き減額するため本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは質疑をいたします。

矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、これは、町長は2割、その他は1割の給与削減ということでしたが、そもそもこの削減案、条例を提出した理由の説明を求めます。まずそれが第1点です。その中でこの割合を20%と、100分の20と100分の10とした根拠をお示ししていただきたい。さらに3点目といたしましては、今回、その20%、100分の20と100分の10をそれぞれ100分の10、100分の5に改めた根拠をお示ししていただければと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

町長の給与、さらに副町長、教育長の給与の削減、そもそもなぜ20%、10%、その根拠、さらには、このさらに今回20%を10%、10%を5%にした根拠ということですが、この20%、10%、そもそも削減させていただいたのは、加藤議員もご承知のとおり、私が町長に就任した当時、財政が非常に厳しい状況、三位一体の改革が国の方針として打ち出され、厳しい財政状況下、これは国内の市町村どこでも同じ、とりわけ矢吹町におきましても厳しい財政状況にあったということで、私の考えのもとにこのようなことを実現させていただきました。なお、副町長、教育長にも私の考えをお話をさせていただきまして、今現在、副町長、そして教育長についてもご理解を得たということで、そうしたことで減額をさせていただいたところでございます。なお、私が就任した当時の副町長については県のほうから出向しておりましたので、県の出向の助役副町長については、減額は当時しておりません。継続させていただいたのは、財政再建3カ年計画、さらには東日本大震災、そうしたことで継続をさせていただきました。

なお、今回さらにそれを20%を10%、10%を5%ということについては、先ほども提案理由で説明させていただいたように、財政再建が終わって今現在、財政については持ち直している、なおかつ復興についてもめどがついているというようなことで削減させていただきました。その数字の根拠については、私の考えでございます。特別な考え方はございません。これが適正であるという私の判断のもとで削減額を決めさせていただきまして、副町長、教育長にも理解をいただいて、このような数字に落ち着かせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 質疑をさせていただきます。

減額の根拠としまして、当時の経済情勢並びに財政状況等を理由として減額したということでございますが、現在、当時交付税が20億を超えていたものが、28年度は15億2,800万ほどに減ってきたという状況でもって、その財政状況が改善されてきたものという判断のもとに減額率を下げたのか、あるいは三位一体等の改革という国の制度等もございましたが、町自体の財政は今から10年前と同等の債務残高等がございます。いわゆる実質債務残高は債務負担行為を入れれば150億近くになっておりまして、借財等も当時と変わらない状況でございます。これらを踏まえた上でも、財政が改善されたということでの減額幅の縮減というふうな判断なのかどうかについて確認をいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁終わるまでそこにいてください。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

青山議員が言われるような状況もございますが、私自身としては以前から説明をさせていただいているように、町の財政の健全度を示す指標については、いずれもその当時よりも改善されているという認識でございます。したがって、そうした根拠から今回減額の幅をまたさらに減額をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ご了解ですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 町長の提案理由の説明の中で復興のめどが立ったということで、これを来年の3月31日まで減額を継続するというような趣旨の説明があったと思いますけれども、来年の3月で復興のめどが立つという、そのあたりをどのように考えておられるのか。町長としてはどのようなことで復興のめどが立つと考えておられるのかをご答弁お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 先ほどの町長の答弁と若干食い違っていますが、そのまま質問は受け付けます。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中で復興のめどが立ったというようなことで、何をもちて復興のめどが立ったのかというようなご質問でございますが、これについては安井議員、そして全ての議員の皆様にも説明をさせていただいております。復興計画を平成23年度に立てさせていただきました。復旧期、復興期、発展期というようなことで、それぞれ3年、4年、3年ということで10年間の復興計画を立てさせていただきました。復旧は終わりました。復興計画の中で復興期4年間の計画も立てさせていただきました。中心市街地の復興、さらには除染、さらには防災計画の再構築等々、復興にかかわる事業等についてはご案内のとおり全て皆様の前にお示しをしながら、着実な復興に向けた、そうした姿が見えつつあるというふうに思っております。この後、仕上げていかなければいけないのは、ご案内のとおり複合施設、さらにはポケットパーク、道路網の整備ということで、それぞれそれについても緒についたということでございます。多少、復興計画期間の4年を過ぎることがあっても、そうしたことで方向性を打ち出して、計画性を持って計画どおり前に進めるというようなことで、皆さんに方針もお示しさせていただきましたので、それをもちて復興のめどが立ったというような発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 安井議員、ご了解ですか。

○3番（安井敬博君） ありがとうございます。

○議長（熊田 宏君） お戻りください。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

本案は平成30年3月31日まで現在行われている三役の給与を削減する、これを継続するというものであり、あわせてその減額幅をそれぞれ町長については100分の20を100分の10に、そして副町長、教育長については100分の10を100分の5に改める、つまり減額幅を縮小するというものではありますが、ただいま矢吹、この町はいまだに仮設住宅等にも住んでおられる方もおられる。また、復興のめどが立ったということでもありますけれども、それらについてもまだ、いまだになさなきやならないこともある。そのような中で、この減額幅を縮小するという点に関して町民の理解を得られないのではないかと、そういったことで反対をさせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

私は、議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

先ほど町長からも説明がありましたように、矢吹町、野崎町長就任時はかなり財政的にも厳しくて、財政再建3カ年計画を初め、さまざまな財政健全化に対する努力をしてきました。それで、町長初め、副町長、教育長も減額ということで、町民と一緒に痛みを分かち合って今までやってきました。そして、町、それに議会も一緒になって財政再建に努めた結果、当時、実質公債費比率が24.3%、あるいは最大24.9%というときもありましたけれども、平成27年度は13%台に下がってきておりまして、また将来負担比率も大幅に改善されてきている現在、これ以上、町三役の給与削減はかなり私にとってはもう十分に果たされたのかなと思いますので、この議案第1号に対しては賛成の立場で討論いたします。

皆様のご支援よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、反対の立場で討論を申し上げます。

減額の根拠としまして財政等、いわゆる財政指標が改善されたという理由がございますが、中身を見ていきますと、その財政指標に関しましては、例えば実質公債費比率は公債費でございます。公債費に関してのいわゆる返済する額に対してのものでありまして、これは分母と分子の関係、また10年前の当時の状況等変わりが、平成19年、20年以降に関しましては、いわゆる計算式で臨時財政対策債等の特定財源が控除されるという、そういう計算式が変わったゆえに税率が改善したという側面がございます。結局この指標に関しましては、特に将来負担比率等もかなり改善はされておりますけれども、全体的なボリュームの中においてのどれだけのという比率でございまして、これはいわゆる実際的な財政運営上のものを形として示すものではないということでございます。計算式上のもの、理論値でございまして、それらを考えていった場合に一つ重要なものは、やはり財政面では町としてのその町債が幾ら残っているのか、債務負担行為、これから払わなければならないお金が幾らあるのかという、そういう部分でもって実務的な部分で見た場合において10年前と変わっていないという状況におきましては、財政指標がよくなったとしても運営自体が改善しているとは言い切れないのではないかと。そのような条件のもとにおいて、減額という根拠が変わる理由は見当たらないのではないかと。このような意見のもとに、今回のその減額率を縮減するというものに対しての理由が明確にされていないという判断のもとに反対をさせていただきます。

皆様のご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

私は、議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

先ほど町長から説明がありましたように、町長就任時から財政指標は随分改善されております。財政の健全化が私も図られたというふうに思っております。指標も見ますと、実質公債費比率、平成19年度は24.9%でした。平成27年度は13.2%というふうなことで、あと将来負担比率、これも平成19年度は185.3%、平成27年度につきましては117.8%というふうなことで、これは公に示している指標でございますから、私も財政の健全化が図られたというふうに思っております。復旧から復興へということで、復旧が終わり復興もめどがついたというふうな町長のお話のとおり、目に見える形で町の再建復興も図られているというふうなことでございますから、提案されましたこの減額の条例の一部を改正する条例に私も賛同いたし、皆様のご賛同をお願いしたいと思います。賛成討論にかえさせていただきます。

皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） おはようございます。

私も、議案第1号について賛成いたします。

数字については一言も言うつもりありません。議会も大分若い人が出てきていただきまして、顔ぶれのメンバーも大分かかっております。年期の入ったといったらおかしいでしょうけれども、回数の多かった時代のことですから、改めて申し上げますけれども、財政再建は言葉ではできません。数字の羅列でもありません。もう一度思い返してほしいですけれども、あの財政再建、執行部のほうは何とかしてやらなきゃならないという決断のもとに公用車まで、公用車まで、で始めてきたわけです。ようやく、ただその間、まさか東日本大震災ですか、あんなことがあるだろうとは予測しておりませんでした。ですから、その間に矢中建設ということも、これは麻生政権の19兆7,000億円の中から何としてもやっておかなければならないということで、同時並行で始まったわけです。それも運が味方したというしかありません。誰も子供たちを犠牲にしなかったということは、我が矢吹町の執行部とそれを決断した議会の英断だと私は思っております。今、復旧が終わって復興の源をつくる時期になっております。いろんな考え方はあるでしょうけれども、一応区切りの時期が来たんではないかと私は思っております。恐らくお並びの議員の皆さんも私の考えに同調してくれるものと思います。意見はあるでしょうけれども、区切りはつけなければなりません。

皆さんのご協力とご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は、起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

梅原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ108万円を追加し、総額を74億7,138万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金108万円を増額するものであります。

歳出の内容は、災害復旧費が大和内地内の災害復旧工事により108万円を増額するものであります。なお、復旧箇所の歩道の下には下水道管が埋設されておりますが、工事施工に当たっては今後の地震等も想定しながら十分な配慮をしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議案第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）について質問をいたします。

今回は、地震による早急な対応というところでは、早急に対応しなくてはならない案件だと思います。今回のこの補修工事は、いわゆる舗装の復旧工事ということであります。先ほど来、町長のほうから議案に対する説明がありましたとおり、この下には下水が入っておったり、いわゆる私が申し上げたようなこの下地の部分、この下地には恐らく砕石とかが入っていると思います。この辺がどうなっているのかということ、この砕石の中に、例えば粒子の細かい山砂などを注入して密度を狭めて固めるとか、セメント等のそういった類いのものを注入するとか、最新の地盤改良工事が必要ではないのか、その辺が大丈夫なのかというところの説明を求めます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになります。復旧箇所の歩道の下には下水道管が埋設されておりますので、今回の復旧工事に当たっては、今後の地震等も想定しながら十分な配慮、要するに地盤強度の改良も含めて考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

具体的な工事の施工方法、技術等については福田課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。

以上で、私からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて担当課長の説明を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長兼都市整備推進室長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長兼都市整備推進室長（福田和也君） それでは、13番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

今回の被災箇所でございますが、東日本大震災に伴います災害復旧を行った箇所でございます。こちらの地区におきましては、かなり被災を受けまして、旧国道の全路線といたしますが、全線が被災を受けて管の入れか

えを行っております。そういう中で、今回の地震で被災を受けたのは、お寺の前後約200メートルの区間のみでございます。ほかの区間については影響なかったということは、結果的には埋め戻しにつきましては、通常は山砂の埋め戻しなんです、震災の災害復旧においては碎石で埋め戻しております。今回、被災を受けた部分については、住宅の被災もかなり多かった箇所でございます。ですので、復旧の工法自体にはことは問題がなかった、きちっと転圧もされているというふうに判断しておりますが、今回エリアといいますか、周辺地区の全体の地盤がかなり弱いということで、それに影響されて今回震度4でございましたが、被災を受けたという状況でございます。

今回の工事費でございますが、基本的には舗装を剥がして再度転圧をしてまた舗装をかけるというような工法でございます。十分転圧をした上での施工ということで考えておりますが、やはりどうしても周辺地盤まで、エリアの地盤を強くするまではなかなか難しいというふうに考えておりますが、議員ご指摘のとおり、実際剥がした段階での地盤の状況、あとは埋め戻した以外の部分の地盤の状況等を見ながら、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員、ご了解ですか。

○13番（鈴木隆司君） 了解です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で本日の臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。全協の開催は10時50分からとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

これで第401回矢吹町議会臨時会を閉会とします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年 3 月 30 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 富永 創造

署 名 議 員 三村 正一